

○財務省告示第九十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二及び関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十五条の規定に基づき、同法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等、同条第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品等及び同条第三項に規定する特別特惠受益国について次のとおり告示する。

令和三年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の二第一項に規定する特惠受益国等は、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、エジプト、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、エルサルバドル、ガーナ、カーボベルデ、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キューバ、キリバス、キルギス、グアテマラ、グレナダ、ケニア、コートジボワール、コスタリカ、

コソボ、コモロ、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サモア、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージア、シリア、ジンバブエ、スーダン、スリナム、スリランカ、赤道ギニア、セネガル、セルビア、セントビンセント、セントヘレナ及びその附属諸島地域、セントルシア、ソマリア、ソロモン、タジキスタン、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニア、ツバル、トogo、トケラウ諸島地域、ドミニカ、ドミニカ共和国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、ニウエ、ニカラグア、ニジェール、ネパール、ハイチ、パキスタン、パナマ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラグアイ、バングラデシュ、東ティモール、フィジー、フィリピン、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、米領サモア地域、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ベラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ボリビア、ホンジュラス、マーシャル、マダガスカル、マラウイ、マリ、ミクロネシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、モリシヤス、モーリタニア、モザンビーク、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、モントセラト地域、ヨルダン、ヨルダン川西岸及びガザ地域、ラオス、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト並びにレバノンとする。

二 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品等は、次の表のとおりとする。

項名	特惠受益国等	物 品	期 間
一	アルゼンチン	一〇〇七・九〇―〇九〇	平成三十一年四月一日から 令和四年三月三十一日まで

注

この表の第三欄において「物品」とは、同欄に掲げる九桁の統計番号（輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）で定める輸入統計品目表の各統計番号をいう。）に該当する物品とする。

三 法第八条の二第三項に規定する特別特惠受益国は、アフガニスタン、アンゴラ、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、キリバス、コモロ、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、スーダン、セネガル、ソマリア、ソロモン、タンザニア、チャド、中央アフリカ、ツバル、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイ

チ、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、ミャンマー、モリタニア、モザンビーク、ラオス、リベリア、ルワンダ及びレソトとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(特惠受益国等、特惠関税の便益を与えない物品等及び特別特惠受益国を告示する件の廃止)

2 特惠受益国等、特惠関税の便益を与えない物品等及び特別特惠受益国を告示する件(令和二年財務省告示第七十四号)は、廃止する。

示第七十四号)は、廃止する。